

「第二次橋本市男女共同参画計画（素案）」 パブリックコメントの意見概要と市の考え方

	意見の概要		市の考え
<p>基本目標1 人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり</p> <p>性別による差別意識により暴力に及んだり、メディアにおける差別的表現など、男女平等を侵害する現象も表れています。</p> <p>重点課題4 メディアにおける人権の尊重</p> <p>インターネットをはじめ多様なメディアにより膨大な量の情報が私たちを取り巻いています。その中には、男女平等や男女共同参画の視点からみて好ましくない表現も少なくありません。</p> <p>施策の方向1. メディアへの対応、地元メディア関係者への働きかけ</p> <p>施策の方向2. メディア・リテラシーの向上</p>	1	<p>「男女平等を侵害する現象」と言い切っている（どんな考えを持っていても他人の思想を強制して口を塞ぐのは人権の侵害です）と思えば「好ましくない表現」と妥当な表現をしているように見えます。この計画案では「男性」がおざなりな扱いをされているようにみえますので、「女性至上主義」「女性優位・男性劣位」「女尊男卑」な計画案にならないよう、内容を変えて下さい。</p>	<p>憲法に保障された表現の自由や人権の尊重は当然のこととして計画を策定しております。男女共同参画の理念を損なうような表現については、行政として指摘していく責務があると考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>
	2	<p>この案には反対です。昨今の地方で横行している「男性軽視」の面が見られないのは良いですが、強力効果論に傾いている記述があり、その部分の為だけに反対せざるを得ません。</p> <p>どんなに立派な思想を持っていても、他人にそれを強制して不当に口を塞ぐのはれっきとした人権侵害です。あくまで「実在する人物に対する直接的な 差別表現」に対象を絞って頂きたいです。</p> <p>そして、本当に該当表現によって男女共同参画が阻害されると言うのなら、表現以前に当事者達の教育に問題があります。有害でないものに濡れ衣を着せるような文言は感心できません。</p> <p>そもそも、「個人の人権」が侵害されて、初めて被害者が存在し人権侵害が発生する筈です。個人の感情だけでは人権侵害には該当しません。</p> <p>該当表現を有害であるように述べていますが、過激ないし不健全ではあっても、別に「違法」ではありません。製造自体が明確に犯罪である「児童ポルノ」とは訳が違います。過激だからと言って、排除して良い理由にはなりません。あくまでゾーニングの範囲で対応して頂きたいです。</p> <p>どんな表現であっても、それをどう解釈するかは千差万別であり、個人の解釈に干渉するような記述は思想統制にも繋がり、表現の自由はおろか「内心の自由」にも反します。何より、該当する表現を好む市民（男女共に）を異常者呼ばわりする、侮辱的な記述にも見えます。</p> <p>「性表現や暴力表現に接しない自由」に関しては、既に業界側からの自主規制が適切どころか過剰に為されている以上、切り分けは容易です。もし販売側のゾーニングが不十分なようならば、現行のゾーニングを徹底するように指導すれば、それで解決する筈です。営業又は販売の自由にも抵触するだけの正当性は、全く見えません。</p>	
	3	<p>【『重点課題4. メディアにおける人権の尊重』】</p> <p>[人権が侵害されないような表現への配慮]</p> <p>見る・見ないは本人の自由です。</p> <p>自分がネタの表現物を見せる・見せないも本人の自由です。</p> <p>しかし、『他人が作った他人がネタの表現物を他人に見させない自由』は何人もありません。</p> <p>あくまで当事者達だけが決められることです。</p> <p>第三者には口出しする権利はありません。</p> <p>『公は《表現》に口を出さず』の思想を徹底させてください。</p> <p>【メディア・リテラシー】</p> <p>『メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図る。』だけをやれば十分です。</p>	